

経済産業省委託事業

タイ下位法令調査

2015年7月

日本貿易振興機構
バンコク事務所 知的財産部

タイ

目次

細目	ページ
法制度の概略.....	2
法律および規則の統合／枠組みの概略図.....	3
主要な条約.....	13
タイにおける IP 制度の歴史.....	14
IP 関連法、改正版およびガイドライン一覧.....	17
IP 規定が定められている一般法一覧.....	22
タイにおいて IP について定めている最新の法律および規定の関連条項.....	24
当局が発行するガイドライン／マニュアル／回覧通知の規定.....	37
各法改正の変更点の概要.....	43
画期的な判例.....	45
タイにおける IP 法の施行.....	48

免責事項

本文書に含まれている情報および助言は包括的であることを意図したものではなく、読者はこれらに関して行動を起こす前に、独立した専門家による助言を求めるよう勧められる。著者は、提示されている情報が正確かつ最新であるようあらゆる努力を尽くしてきたが、この短い手引書の著者は、提供されている情報の使用または使用不可から発生するいかなる損害についても、義務または賠償責任を一切負わない。本手引書に含まれている情報は、本手引書が著作者の著作物であることが適正に表示されていることを条件として、その全部または一部を問わず、無償で使用することができる。

法制度の概略

タイの法制度は民法に基づくものであるが、コモン・ローの影響を受けてきた。タイにおける法源の原則は次のとおりである。

- タイ国憲法
- 法律および制定法
- 緊急勅令
- 条約
- 従位的法令
- 最高裁の意見

知的財産法に関して、1996年に知的財産および国際取引中央裁判所設立および手続法によって、知的財産および国際取引中央裁判所（IPIT 裁判所）が設立された。同裁判所は、1997年12月1日に正式に発足した。IPIT 裁判所設立の主たる理由とは、知的財産および国際取引事件が、通常の刑事事件および民事事件とは異なるものであること、したがってそれらの事件が、知的財産および国際取引に関して専門的な知識と十分な理解を有している裁判官および補助裁判官によって裁定されるべきであると考えられていたことにある。

IPIT 裁判所は、全国規模の知的財産に関する民事事件および刑事事件、ならびに国際取引に関連する民事事件を裁定する権限を有している。同裁判所が取り扱う事件は、タイ刑法の第271条～第275条に規定されている取引に関する犯罪のほか、商標、著作権および特許法に基づく商標、著作権、および特許侵害などの、知的財産の法制度に関する刑事事件がほとんどである。

技術移転またはライセンス契約に関する契約に起因するもののほか、商標、著作権および特許法に基づく商標、著作権、および特許侵害などの知的財産の法制度に関する民事事件も発生しているものの、同裁判所が取り扱う事件全体の5%ほどにすぎない¹。

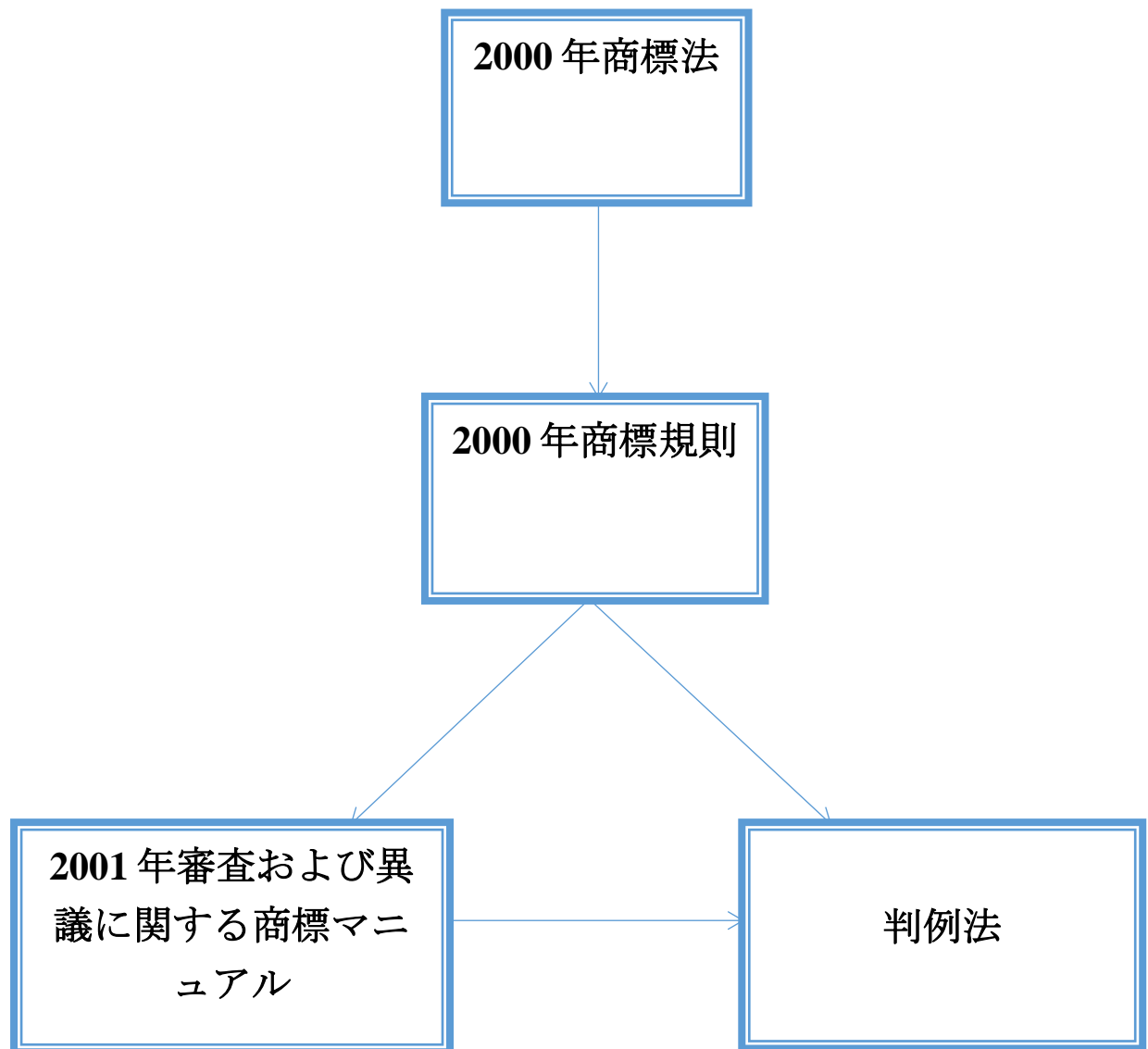
最高裁は、タイの裁判管轄権の最高レベルに位置するものであるとともに、IPIT 裁判所の不服申立機関でもある。



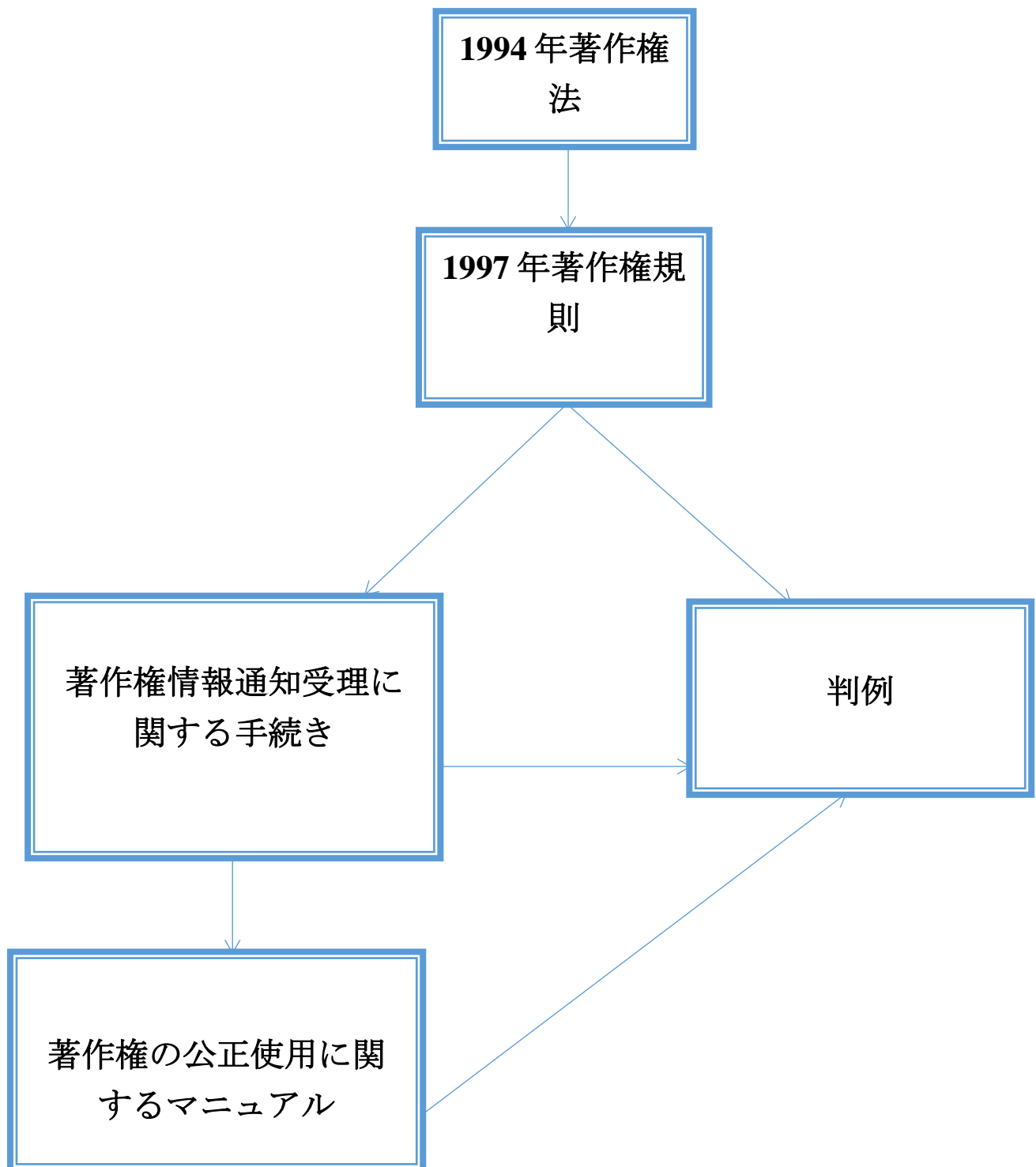
¹ <http://www.ipitc.coj.go.th/info.php?cid=1&pm=1>

法律および規則の統合／枠組みの概略図

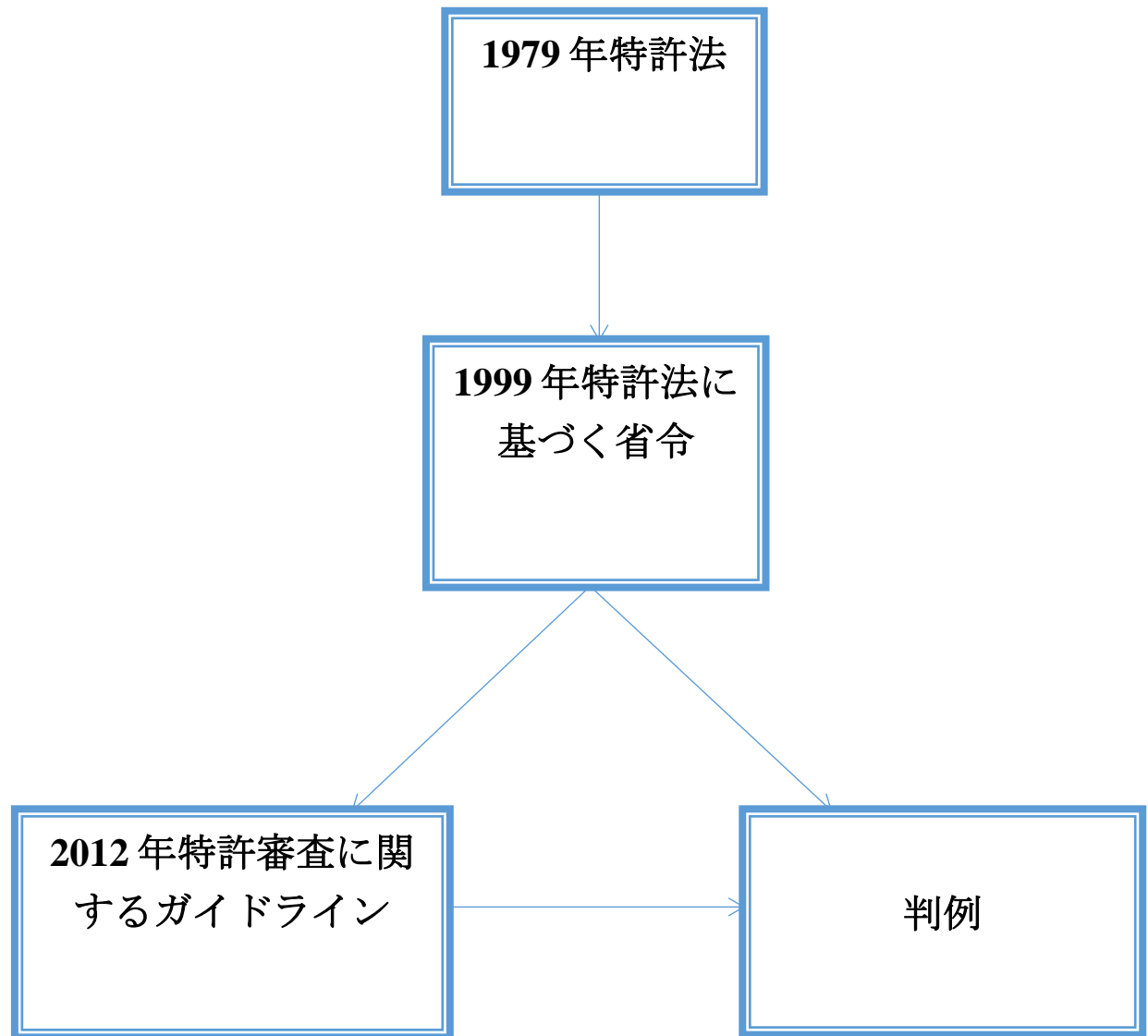
商標



著作権



特許



営業秘密

2002年営業秘密法
第31条～第38条

地理的表示の保護

**2003年地理的表示の保護に
関する法律**
第39条～第43条

集積回路配置

2000年集積回路配置保護法

第 48 条～第 53 条

植物品種保護

1999年植物品種保護法

第 63 条～第 69 条

コンピューター犯罪

2007年コンピューター犯罪 法

第5条～第17条

法令	規則	ガイドライン/マニュアル
2000年商標法 (第107条～第116条)	知的財産局 (DIP) 告示および規則	2011年審査および異議に関する商標マニュアル
	2004年識別性のある商標の告示	
	2004年周知標章の告示	
	2004年地理的名称の告示	
	2003年分類の告示	
	2000年禁止標章の告示	
	2000年省令第04号および第05号	
	1997年省令	
	1992年省令	
1994年著作権法 1994年3月9日 (第69条～第77条)	1994年著作権法に基づいて公布された1997年省令	著作権情報通知受理に関する手続
	1994年国際著作権の保護に関する条件を定めた勅令	著作権の公正使用に関するマニュアル
	1993年国際著作権の保護に関する条件を定めた勅令	
	1983年国際著作権の保護に関する条件を定めた勅令	
1979年特許法 (第81条～第88条)	1999 (B.E. (仏歴) 2542) 年省令第21号	2012年特許審査に関するガイドライン
	1999 (B.E. 2542) 年省令第22号	

	1999 (B.E. 2542) 年省令第 23 号	
	1999 (B.E. 2542) 年省令第 24 号	
	1999 (B.E. 2542) 年省令第 25 号	
	1999 (B.E. 2542) 年省令第 26 号	
	1999 (B.E. 2542) 年省令第 27 号	
	1986 (B.E. 2529) 年省令 (第 10 号)	
2002 年営業秘密法 (第 31 条～第 38 条)		
2003 年地理的表示の保護に 関する法律 (第 39 条～第 43 条)		
2000 年集積回路配置保護法 (第 48 条～第 53 条)		
1999 年植物品種保護法 (第 63 条～第 69 条)		
2007 年コンピューター犯罪 法 (第 5 条～第 17 条)		

上記はタイにおける法律の情報源である。

タイの法律は、民法 (civil law) の法制度に基づいており、そのため、タイにおいては、法典化および法の精神がその神髄となっている。法律が社会によって発展してきたことを描写する「社会あるところ法あり」の引用句のごとく、「法律をどのように使うかについては、法源から考察しなければならない」のである。

タイ法の解釈から考察されるタイの法源は、民商法典 (CCC) から発しており、同法典には以下のように定められている。

「第 4 条 法律は、そのいずれかの規定の文言および精神の範囲に属するすべての事例において適用されなければならない。

いずれの規定も適用できない場合、事例は、最も適用可能な規定から類推して、またこのような規定が存在しない場合は、法の一般原則によって決定されるものとする。」

タイには、成文法および慣習法（不文律）という2種類の法源が存在している。

タイにおける主たる成文化された法源は以下のとおりである。

タイ王国憲法は、タイの最高法である。タイの憲法には、基本的権利、財産権、共同体権など、権利のすべてが定められている。憲法は最高法なので、他の法律はタイ国憲法に抵触するものであってはならない。他の法律が最高法に抵触する場合、その法律は法律として適用できない。

法律（法令）としてタイには、民商法典（CCC）、刑法（PC）、民事手続法および刑事手続法という四つの基本的法典がある。法典には、土地法および歳入法も含まれる。法令の内容は憲法に関連付けられていなければならない、また憲法に抵触するものであってはならない。タイの年度は、タイ太陽暦に基づく仏歴（BE）で表示される。

緊急勅令または**国王令**は、国家の安全保障、市民の安全、国内経済の安定のためにまたは民衆の災害を回避するために緊急法が必要な場合に、内閣の助言に基づいて、国王によって発せられる。2005年非常事態下の行政に関する緊急勅令がその例である。

従位的法令には、規定（省令）、命令、告示、勅令および規則がある。従位的法令は高次の法に合致するよう制定されなければならない。

宗教法は、タイ王国において国の大半のイスラム教徒が集中していると考えられている Yala、Pattani および Narathiwat の南端の三つの県において定められているものである。またこの法は、イスラム教徒の紛争のみを取り扱う。

タイにおける主たる不文律の法源は以下のとおりである。

慣習法は、国家の統合や書記法の成立以前に社会において古くから成立していた共同体の基準から発している。

慣習法の重要性は、すべての事例をカバーすることはできない法律の範囲に関する成文法をサポートすることにある。たとえば、B.E. 2550（2007）年タイ王国憲法の第7条は、「ある事例について、本憲法のいかなる規定も適用できない場合は常に、政府の民主的体制における憲法上の慣習および国家の元首としての国王に従って決定される。」と明言している。

慣習法は、事例に適した成文法が存在しない場合に適用される。したがって、成文法が明確に特定され、これを取り入れることができる場合、その事例について慣習法は使用されない。

法の一般原則とは、法体制にかかわらず、世界中のあらゆる種類の法律関係において認められている基本的な原則のことをいう。この原則は通常、人間の道徳規範の範囲内で認識され受け入れられているものであり、最もよく知られているのが人権に関する基本原理である。たとえば、人間は殺してはならない、傷つけてはならない、盗みを働いてはならない、などである。

原則は国際法または国内法に枝分かれするものではないが、上述のように、法の核心とみなされている。しかしながら、原則は立法制度なくしては執行できず、原則が明言され、成文

化され、法の精神であることが必要不可欠である。裁判所の決定または決定された訴訟事件が、タイにおける法源ではない法律の適用方法の例として使用されている。

一般的に、成文法の法源は主として成文法および法の精神によって決定されるものであるが、しばしば成典は現代社会に合わせて策定することができないため、その争点に関して、不文律（慣習法および法の一般原則）が法律の隙間を埋めるのである。

主要な条約

タイは、1931年より文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、1989年より世界的財産権機関の設立に関する条約の当事者となっている。また、1995年よりWTOおよびTRIPsの加盟国であり、2008年8月にはパリ条約、2009年にはPCTにも加盟している。

タイは以下の条約に加盟している。

- PCT：加入：2009年9月24日；発効：2009年12月24日
- パリ条約 + スtockホルム改正条約（1967）：加入：2008年5月2日；発効：2008年8月2日
- WTO：1995年1月よりTRIPs協定の加盟国および調印国
- WIPO条約：加入：1989年9月25日；発効1989年12月25日
- ベルヌ条約 1931年7月17日より発効：パリ規定（1971）：第1条～第21条、加入：1995年5月23日、発効：1995年9月2日；第22条～第38条、加入：1980年9月29日、発効1980年12月29日

商務省（MOC）附属機関である知的財産局（DIP）²は、タイにおける知的財産の推進および保護に関する重要な行為主体である。DIPは、商標室、著作権室および特許室の中央登録機関としての機能を果たし、これらを運営している。DIPは評価期間中、WIPOの主たる受益者でありクライアントであった。したがって、発足段階は特に、現場訪問の準備のためのDIP内での重要な行為主体を特定すること、およびDIPの見解および事前勧告を考慮に入れた国家ポートフォリオ評価の方法論的側面に焦点を合わせていた。

² <http://www.ipthailand.go.th>

タイにおける IP 制度の歴史

タイにおける IP 法制度は、以下の主たる八つの法律から構成されている。

- B.E. 2534 (1991) 年商標法 最新版は 2000 年の法律第 2 号によって改正済み
- B.E. 2537 (1994) 年著作権法
- B.E. 2522 (1979) 年特許法 最新版は 1999 年の法律第 3 号によって改正済み
- B.E. 2542 (1999) 年植物品種保護法
- B.E. 2543 (2000) 年集積回路配置保護法
- B.E. 2545 (2002) 年営業秘密法
- B.E. 2546 (2003) 年地理的表示の保護に関する法律
- B.E. 2548 (2005) 年光ディスク製造法

同国は現在、IP の国際的な進展に適応し、CMOs の発展をサポートし、IP 権利行使を向上させるために、特許、商標および著作権に関する法令を更新している過程にある。またタイは、マドリッド議定書、ハーグ協定、ニース協定、WIPO 著作権条約 (WCT)、ならびに実演およびレコードに関する WIPO 条約 (WPPT) などの WIPO が管理している重要な国際条約に加盟することを検討中である。

商標	
1931 年まで	B.E. 1931 年の最初のタイ商標法
1991 年～2000 年	従前の法がサービス・マーク、認証マーク、商標およびサービス・マークのライセンス許諾について規定しておらず、また登録官、商標委員会の権限や出願者の権利について明言していなかったため、B.E. 1991 年に新たなタイ商標法が採択された (1991 年 10 月 28 日発効)。
2000 年～現在	B.E. 2000 年タイ商標法によって、B.E. 1991 年タイ商標法が改正された。
著作権	
1931 年まで	最初のタイ著作権法の名称は、B.E. 1901 年著作者所有権法であった。
1931 年～1978 年	次に制定されたタイ著作権法は、B.E. 1931 年文学および芸術保護法である。
1978 年～1994 年	ベルヌ条約に基づいて定められている基準および最低要件の遵守を確実にするために、タイ著作権法に改正された (1994 年 3 月 9 日発効)。
1994 年～現在	B.E. 1994 年タイ著作権法の最新版は、ベルヌ条約加盟国のリストに関する付属文書を追加することによって改正された。

特許／小特許／意匠特許	
1999年まで	B.E. 1979年タイ特許法は、B.E. 1999年タイ特許法によって改正された。
1999年～現在	現在有効なタイ特許法には、ウルグアイ・ラウンド協定後のTRIPsに基づくタイの義務が反映されている。
営業秘密	
2002年～現在	B.E. 2002年の最初の営業秘密法は、取引および事業の自由を促進するために、また営業秘密に言及していなかったタイ民法を補足するために導入された。同法は、2002年4月12日から発効しているが、めったに使用されていない。
地理的表示	
2003年～現在	B.E. 2003年地理的表示の保護に関する法律は、物品の原産に関する混乱を防止し、TRIPs協定に基づく国際的な義務にタイの法律を合致させることを目的として導入された。同法は、2003年10月20日に発効し、特定の地域の、および国際的な地理的表示の双方が、今日までに認められている。
集積回路配置	
2000年～現在	B.E. 2000年集積回路配置保護法が制定された。同法は2000年5月4日に発効した。
植物品種	
1999年～現在	B.E. 1999年植物品種保護法が制定された。同法は1999年11月14日に発効した。

歴史年表の一例

1910年	タイ政府は、農業協同組合省の管下に商標登録室を設立した。
1914年	タイは、英語による商標登録について言及する新たな法律を導入し、タイにおける最初の登録商標は「Crown Brand」で、その出願者は Asiatic Petroleum (Siam) Tun Co., Ltd.であった。
1923年	King Rama VIは商業登録局を設立し、同局の担当は商標登録であった。
1931年	タイは、最初の正式なタイ商標法として B.E. 1931年タイ商標法を導入した。同法の主たる規定は、B.E. 1905年英国商標法を土台にしていた。著作物に関連する規定「B.E. 1931年文学および芸術保護法」も導入された。
1979年	最初の正式なタイ特許法 B.E. 1979 が採択された。
1992年	1992年5月3日にタイ知的財産局が設立された。
1997年	1997年12月1日に、知的財産および国際取引中央裁判所が設立された。

IP 関連法、改正版およびガイドライン一覧

IP の種類	法令	改正法	規定	改正規定	公式マニュアル
商標	Trademark Act A.D. 1931 1931年4月5日発効 EN：入手不能		Ministry Regulations A.D.1992 1992年3月13日発効 EN：入手不能		Trademark manual for examination and objection A.D.2011 2011年4月29日発効 EN：入手不能 DIP order to use Manual 156/2011 EN：入手不能
	Trademark Act A.D. 1991 1991年10月28日発効 EN：入手不能	Trademark Amendment Act A.D. 2000 2000年3月23日発効	Ministry Regulations A.D.1997 1997年10月7日発効 EN：入手不能		
			2000年省令第04号および第05号 2000年10月25日発効 Issue 04 Issue 05 EN：入手不能		
			Notification Mark Prohibited A.D. 2000 2000年10月25日発効 EN：入手不能		

			Notification Classification A.D. 2003 2003年3月21日発効		
			Notification Geographical Name A.D. 2004 2004年9月20日発効 EN：入手不能		
			Notification Well-known Mark A.D. 2004 2004年9月21日発効 EN：入手不能		
			Notification Distinctive trademark A.D. 2004 2003年3月12日発効 EN：入手不能		
			知的財産局 (DIP) 告示および規則 EN：入手不能 *以下を参照のこと。		

			商標委員会告示 および規則 EN：入手不能 *以下を参照の こと。		
注：DIP および商標委員会の告示および規則は、商標法の重要な部分には影響を及ぼさない。 http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=224&Itemid=237 http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=225&Itemid=237 http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=573&Itemid=237 http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=984&Itemid=237 http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=572&Itemid=237 http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_docman&task=cat_view&gid=227&Itemid=237					

IPの種類	法令	改正法	規定	改正規定	公式マニュアル
著作権	1901年著作権者所有権法		Royal decree prescribing condition for protection of international copyright 1983		Procedures on the reception of notification of copyright information
	1931年文学および芸術保護法		Royal decree prescribing condition for protection of international copyright 1993		Manual for fair use of copyright
	Copyright Act 1978 December 11, 1978		Royal decree prescribing condition for protection of international copyright 1994		
	Copyright Act 1994 March 9, 1994		Ministerial regulation 1997 issued under the Copyright Act of 1994		

IPの種類	法令	改正法	規定	改正規定	公式マニュアル
特許	B.E. 2522 年特許法	B.E. 2535 年特許法 (改正法)	Patent Regulations B.E. 2522	1999 (B.E. 2542) 年省令第 21 号	2012 年特許審査に関するガイドライン
		B.E. 2542 年特許法 (改正法)	Ministerial Regulation on the application for Patent Protection to Implement the Patent Protection Treaty Cooperation B.E. 2552 (2009)	1999 (B.E. 2542) 年省令第 22 号	
				1999 (B.E. 2542) 年省令第 23 号	
				1999 (B.E. 2542) 年省令第 24 号	
				1999 (B.E. 2542) 年省令第 25 号	
				1999 (B.E. 2542) 年省令第 26 号	
				1999 (B.E. 2542) 年省令第 27 号	
				1986 (B.E. 2529) 年省令第 10 号	
営業秘密	Trade Secret Act B.E. 2002				
地理的表示	Protection of Geographical Indications Act B.E. 2003				

IPの種類	法令	改正法	規定	改正規定	公式マニュアル
集積回路配置	Layout Designs of Integrated Circuits Act B.E. 2000				
植物品種	Protection of New Plant Varieties Act B.E. 1999				
コンピューター犯罪	Computer Crimes Act B.E. 2007				

IP 規定が定められている一般法一覧

IPの種類	法令および発効日	重要事項
関税	関税法、B.E. 2469 (1926) (2005年に統合) (2005年法) - 1926年10月30日	第IV章 - 物品検査および密輸防止、第27条、第27条の2 (物品の不法輸入)、第16条および第17条 (不正物品の税関検査) 第X章 - 倉庫保管、第88条 (税関検査官の立会いがない場合の倉庫保管品のパッケージ上の標章の変更および物品の没収) 第XII章 - 商品の不正申告、第99条 (虚偽の申告、偽造行為および禁固) 第XV章 - 一般規定、第118条 (物品が含まれているすべてのパッケージへの標章の貼付)
競争	競争法、B.E. 2542 (1999) (1999年法) - 1999年3月15日	本法は、別名を1979年価格統制および独占禁止法というが、消費者の利益保護のための独占および制限のない商習慣を含む、すべての営業法を監視し、自由、公正かつ競争力ある事業環境を奨励することを意図している。
消費者保護	消費者保護法、B.E. 2522 (1979) (1979年法) - 1979年4月30日	第I章の第1部～第3部、ならびに第IV章の第47条、第52条および第53条には、偽造品、虚偽表示、誇大広告および不正取引・不正競争に対する消費者保護に関する特定の規定が含まれている。
物品の輸出入	物品輸出入法 (Export And Import Of Goods Act)、B.E. 2522 (1979) (1979年法) - 1979年5月9日	本法は、タイにおける物品の輸出入に関する措置を統制しているものである。 特に、商務省および税関検査官が実施する、IPR 権利行使に関する以下の規定について言及されている。 第5条のもとに、商務省は、輸出または輸入される物品に関する商品名、表示、商標、原産地呼称、および物品の輸出先または輸入元の国に関する事項についての規則 (第5.3条) ; ならびに輸出品および輸入品の原産地証明 (第5.5条) を発行する権限を有している。 第16条: 税関検査官は、物品を検査し、密輸を防止し、検査、差押えおよび没収を行い、不正申告を行った犯罪者を逮捕する権限を有している。
工業製品規格	工業製品規格法 (Industrial Products Standards Act)、B.E. 2511 (1968) (1968年法) - 1968年12月27日	本法は、工業製品に使用される意匠、図面、使用法および材料、物品のパッケージまたはその他の種類の容器の種類、型、形状および寸法、工業製品に関する正式名称、略称、シンボル、表示、色、番号および技術工程のユニットなど、工業製品規格を統制している (第3条を参照のこと)。
	古代記念物、遺物、	伝統的文化表現、伝統的知識 (TK)

IPの種類	法令および発効日	重要事項
古代記念物、遺物、芸術品および国立博物館法	芸術品および国立博物館法（Law on Ancient Monuments, Antiques, Objects of Art and National Museums）、B.E. 2504（1961）（1961年法） - 1961年8月29日	
タイ刑法	Thai Criminal Code B.E. 2499	刑法は、商標侵害に関する商標法に関連があるとみなされている。刑法は、登録商標の偽造に関する第 273 条および模倣に関する第 274 条において、商標侵害の違反行為の部分について定めているものである。言及された条項は、B.E. 2534 年商標法の第 108 条および第 109 条とほぼ同一ではあるが、同一の違反行為に関して、言及された二つの法律が与える刑罰の量は同一ではない。ただし、これらの法律の刑罰の目的は異なっており、商標法はタイにおいて登録されている商標の偽造または模倣の場合にのみ執行されるが、刑法は（あらゆる国の）登録商標について執行されるのである。
光ディスク	Optical Discs Production Act B.E. 2005	B.E. 2005 年光ディスク保護法は、2005 年 5 月 22 日に導入されたが、これは当時、タイにおいて知的財産権の侵害事件が多数発生しており、特に、光ディスク製品を通じた著作権の侵害が著しく悪化し、国の体制では、この行為を効率的に統制または防止できない状態であったためである。したがって、光ディスクの製造を希望する人が、その意図を当局に通知するルートとして使用できる製造報告プロセスを確立することによって、光ディスクの製造を統制するための措置を設定することが適切であった。さらにこの制度は、製造に使用された機械、原材料の量およびその保管場所を把握・記録するために使用できるものなのである。これらの措置は、著作権侵害の防止機能をサポートし、これをより効率的にかつ体系的にするものであり、徴税の効果を生み出し、光ディスク製造業に従事する人が法律を遵守する助けになるものである。このような理由により、この法令を制定する必要があったのである。

タイにおいて IP について定めている最新の法律および規定の関連条項

商標

◎ 2000 年商標法改正 この改正は、世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する（TRIPs）協定との整合化を確実にを行うために実施されたものである。

条項	改正／追加部分
1991 年法の第 4 条は第 3 条によって改正され、新たな第 4 条が導入された。	<ul style="list-style-type: none"> - 「商標」とは、その商標の所有者の商品が他の人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に、または商品に関連して使用する、または使用を意図する標章を意味する。 - 「長官」とは、知的所有権局の長官である。 - 「担当官」とは、本法に基づいて行為を行うために大臣が任命した者である。
1991 年法の第 5 条第 1 段落は、新たな第 5 条によって改正された。	<p>通商大臣は、本法を所管しその執行を統括するとともに、登録官および担当官を任命し、本法の附則で規定する手数料を超えない範囲内で手数料を定め、かつその他の事項を規定する省令を発行し、さらに本法の規定を執行するために告示を発する権限を有する。</p>
1991 年法の第 7 条第 2 段落は、新たな第 6 条によって改正された。	<p>識別性のある商標とは、公衆または使用者にその商標を有する商品を他の商品と異なると認識させることができる商標である。</p> <p>少なくとも次の重要な特徴の一つを有する、またはそれから構成される商標には識別性があるとみなされる。</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）通常の表記に依らない個人の姓名、特別な方法で表示された法人名または商号 （2）物品の性質または品質について直接言及せず、かつ地理的名称でない、省の告示により大臣によって定められる語（複数を含む） （3）特別な方法で表示された色彩の組合せ、創作された文字、数字または造語 （4）登録出願人の署名、出願人の業務における前任者の署名、または出願人の同意を得た他の者の署名 （5）出願人の肖像、または出願人の同意を得た他の者の肖像、その者の直系尊属、直系卑属および配偶者より同意を得た故人の肖像 （6）創作された図形
1991 年法の第 8 条は、新たな第 7 条	<p>次のいずれかの特徴を有する、またはそれから構成されている商標</p>

条項	改正／追加部分
<p>によって改正された。</p>	<p>は、登録を認めないものとする。</p> <p>(1) 国の紋章または盾形紋章、王室の印章、公印、チャクリ王朝の紋章、王室の勲章からなる紋章および記章、官庁印、省、事務局、局または州の印章</p> <p>(2) タイの国旗、王旗または公式な旗</p> <p>(3) 王室の名称、王室のモノグラム（組合せ図案文字）、または王室の名称もしくは王室のモノグラムの省略形</p> <p>(4) 王、王妃および王位継承者の肖像</p> <p>(5) 王、王妃もしくは王位継承者または王族を表す名称、語、言葉または紋章</p> <p>(6) 他の国の紋章および国旗、国際組織の紋章および旗、他の国の首長の紋章、他の国または国際組織の公式の紋章および品質管理証、他の国または国際組織の名称およびモノグラム。ただし、当該他国または国際組織の担当官の許可がある場合はこの限りでない。</p> <p>(7) 赤十字の公式記章および紋章または「Red Cross」もしくは「Geneva Cross」の名称</p> <p>(8) タイ政府、タイの政府機関、公共企業体もしくはタイのその他の政府組織、または外国政府もしくは国際機関が主催した博覧会またはコンテストで授与されたメダル、免状または証明書の外観と同一または類似の標章またはその他の標章。ただし、このメダル、免状、証明書または標章がその描写を付した商品に関して出願人に実際に授与され、当該商標との組合せにおいて使用される場合を除く。</p> <p>(9) 公序良俗に反する標章</p> <p>(10) 登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める著名商標と同一の標章、または商品の所有者もしくは出所に関して公衆を混同させるおそれのある商標に類似する標章</p> <p>(11) 上記(1)、(2)、(3)、(5)、(6)または(7)に類似する商標</p> <p>(12) 地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示</p> <p>(13) 大臣の告示で定めるその他の商標</p>
<p>1991年法の第11条第2段落は、新たな第8条によって改正された。</p>	<p>タイが商標保護に関する国際条約または国際協定に調印した場合、当該国際条約または国際協定に則った商標登録出願は本法に基づく商標登録出願とみなされる。</p>
<p>1991年法の第28条は、第9条によって改正された。</p>	<p>外国で商標出願を行い、その最初の外国出願から6カ月以内にタイで登録出願を行った者は、次のいずれか一つの資格を有していることを条件として、その最初の外国の出願日をタイにおける出願日と主張することができる。</p>

条項	改正／追加部分
	<p>(1) タイ国民であるかまたはタイに本拠を置く法人であること</p> <p>(2) タイが加盟している商標保護に関する条約または国際協定の当事国の国民であること</p> <p>(3) タイ国民またはタイに本拠を置く法人に同じ権利を与えている国の国民であること</p> <p>(4) タイ国内またはタイが加盟している商標保護に関する条約または国際協定の当事国内に居住しているか、または現実に有効な工業施設もしくは商業施設を有していること</p> <p>最初の外国出願が拒絶されたか、または出願人によって取り下げられもしくは放棄された場合、その出願人は第1段落に基づく権利を主張できない。</p> <p>最初の外国出願日から6カ月以内に、前の出願が拒絶されたかまたは出願人によって取り下げられもしくは放棄された商標と同じ商標について外国で商標出願を行う場合、出願人は、下記事項のすべてに該当する場合に限り、第1段落に基づく権利を主張することができる。</p> <p>(1) 第3段落に基づく商標出願について第1段落に基づく優先権を主張していないこと</p> <p>(2) 出願がなされた国の商標法のもとで第3段落に基づく出願が認められないこと</p> <p>(3) 出願の拒絶、取下げまたは放棄が一般に開示されていないこと</p>
<p>1991年法の第28条の2は、第10条によって補足された。</p>	<p>ある商標を伴う物品がタイまたはタイが加盟している商標保護に関する条約または国際協定の加盟国で、タイまたは当該加盟国の政府機関、公共企業体またはその他の政府組織の企画により開催された国際博覧会で展示された場合、その商標の所有者は、第28条第1段落に基づく権利を主張することができる。ただし、商標所有者は、その物品を当該博覧会に持ち込んだ日または最初の外国出願日のうち、いずれか早いほうの日から6カ月以内に、当該博覧会に展示した物品について商標登録出願を行うものとする。この場合、当該出願は第28条に規定されている期間を延長するものではない。</p> <p>国際博覧会とみなされる物品博覧会の企画および第1段落に基づく出願は、省令が定める規則、条件および手続に従うものとする。</p>
<p>1991年法の第29条は、第11条によって改正された。</p>	<p>第29条の第2段落は取り消された。</p>

条項	改正／追加部分
<p>1991年法の第31条は、第12条によって改正された。</p>	<p>出願人は、第30条第1段落に基づく取消命令に対して、通知の受領日から90日以内に商標委員会に審判を請求することができる。</p> <p>出願人が第1段落に基づく審判請求をしなかった場合、または出願人が第1段落に基づき命令について審判を請求した結果、委員会が登録官の命令を妥当と決定した場合、登録官はその出願の処理を開始するものとする。</p> <p>委員会が登録官の取消命令が正しくない旨決定した場合、登録官は下記事項を行う。</p> <p>(1) 第3条第1段落に基づく取消命令を第29条に基づく出願公告前に決定した場合は、その商標出願を公告する。</p> <p>(2) 第30条第2段落に基づいて登録官の命令の取消しが公告された場合は、その商標出願を再公告する。第2段落および第3段落に基づく商標委員会の決定を最終とする。</p>
<p>1991年法の第33条第1段落は、第13条によって改正された。</p>	<p>第32条の場合において、登録官がいまだ異議申立ての決定を下していない場合、場合に応じて、第31条第1段落に基づく審判請求期間が満了するまで、または第31条第2段落もしくは第3段落に基づく委員会の決定があるまで、異議申立ての決定は先延ばしにするものとする。</p>
<p>1991年法の第36条は、第14条によって改正された。</p>	<p>第35条の規定に従って異議申立てがあったとき、登録官は、出願人に異議申立書の写しを遅滞なく送付する。</p> <p>出願人は、異議申立書の写しを受領した日から90日以内に自己の出願を裏付ける理由を述べた長官の定める様式の答弁書を登録官に提出する。登録官は、異議申立人に答弁書の写しを遅滞なく送付する。出願人が第2段落に基づく規定に従わない場合、出願人は自己の出願を放棄したものとみなされる。異議申立てについて審議および決定を行うにあたり、登録官は、異議申立人および出願人に追加の陳述書、説明書または証拠の提出を命じることができる。出願人または異議申立人が当該命令を受けた日から90日以内に登録官の命令に従わない場合、登録官は既存の証拠に基づいて審査および決定を行う。</p>
<p>1991年法の第42条は、第15条によ</p>	<p>登録される商標は登録出願日に登録されたものとみなされる。第28</p>

条項	改正／追加部分
って改正された。	条または第 28 条の 2 の場合において、タイにおける出願日はその商標の登録日とみなされる。
1991 年法の第 61 条は、第 16 条によって改正された。	<p>利害関係人または登録官は、登録時に商標が次に当てはまると思われる場合は、商標登録の取消命令を委員会に請求することができる。</p> <p>(1) 第 7 条に基づく識別性がない場合</p> <p>(2) 第 8 条に基づく禁止される特徴を含む、またはそれらから構成されている場合</p> <p>(3) 同じ分類の物品または同じ特徴の異なる分類の物品に関して、他の人によって登録された他の商標と同一である場合</p> <p>(4) 同じ分類の物品または同じ特徴の異なる分類の物品に関するものであり、既に登録された他の人の商標と物品の所有者または出所に関して混同または誤解を招くほど類似している場合</p>
1991 年法の第 74 条は、第 17 条によって改正された。	<p>登録官が第 72 条第 2 段落に基づく命令がなされた場合、商標所有者および使用権者に速やかに理由を付して当該命令を書面で通知しなければならない。当該命令は登録官の通知の受領日から発効する。商標所有者および使用権者は、第 1 段落に基づく登録官の命令に対してその通知の受領日から 90 日以内に商標委員会に審判を請求することができる。審判請求が期限内に提出されなければ、登録官の命令は最終となる。</p> <p>第 2 段落に基づく委員会の決定を最終とする。</p>
1991 年法の第 95 条は、第 18 条によって改正された。	<p>商標委員会と称する委員会は、議長を知的所有権局長官として、司法審議会の事務局長またはその代理人、司法長官またはその代理人、および内閣によって任命された 8 人以上 12 人以下の知的所有権または商標に関する経験を有する、法律または商業分野の有識者により構成されるものとする。</p> <p>第 1 段落に基づく有識者のうち少なくとも 3 分の 1 は民間から選出されるものとする。</p> <p>当該委員会は、他に書記官または書記官補佐を任命することができる。</p>
1991 年法の第 96 条 (2) は、第 19	(2) 本法に基づく商標、サービス・マーク、証明標章、団体標章または商標ライセンス契約の登録取消申請について審議および命令を行

条項	改正／追加部分
条によって改正された。	う。
1991年法の第99条第4段落は、第20条によって補足された。	第96条（1）または（2）に基づく審議中の事項について一定の利害関係を有する委員は、その事項を議題とする会議に出席することはできない。
1991年法の第99条の2は、第21条によって補足された。	第96条（1）および（2）に基づく義務を遂行するにあたり、商標委員会は、本法に基づく登録官の命令または決定に対する審判請求を審議する特別委員会を一つまたはそれ以上設置することができる。審議が完了した時点で、特別委員会は、商標委員会に命令または審決のための報告書を提出するものとする。 第99条の規定を特別委員会の会議について準用する。
1991年法の第101条は、第22条によって改正された。	本法に基づく登録官の命令および決定に対する審判請求ならびに商標、サービス・マーク、証明標章、団体標章および商標またはサービス・マークにかかるライセンス契約の登録取消申請は、長官が定める様式で登録官に提出されるものとする。 第1段落に基づく審判請求および商標登録の取消申請を決定する手続は、委員会の定めに従うものとする。
1991年法の第106条の2は、第23条によって補足された。	本法に基づく任務を遂行するにあたり、登録官または担当官は次の権限を有するものとする。 （1）次の場合に、いずれかの事業主もしくは人の営業所、製造施設、頒布施設、購買施設および保管施設、または本法に対する違反が発生するおそれがあると登録官もしくは担当官が疑う合理的な根拠がある場所に立ち入り、いずれかの人の輸送機関内に進入し、輸送機関の所有者もしくは操縦者に本法の執行として検査を行うため当該輸送機関を停止もしくは駐車するよう命じ、本法上押収の可能な証拠もしくは財物を捜索もしくは押収し、または逮捕を実行する。 （a）上記の場所または輸送機関において重い犯罪が発生した場合 （b）重い罪を犯した者が追跡中に逃亡した場合、または当該者が上記の場所もしくは輸送機関内に隠れていると疑う重大な根拠が

条項	改正／追加部分
	<p>ある場合</p> <p>(c) 本法に基づく押収可能な証拠または財物が上記の場所または輸送機関内にあると疑う合理的な根拠があり、捜査令状の取得の遅延によりかかる証拠または財物が移動され、隠蔽され、破棄され、または元の状態から改変されるおそれがあると信ずべき合理的な理由が存する場合</p> <p>(d) 逮捕されるべき者が上記の場所または輸送機関の所有者であり、逮捕令状を取得して逮捕を実行する場合、または逮捕令状を要せずして逮捕が可能である場合</p> <p>この目的のために、登録官または担当官は、事業主、輸送機関の所有者もしくは操縦者またはその他の関係人に対し、会計帳簿、登録書類またはその他の文書もしくは証拠の提出を照会または要求する権限を有するものとし、また上記の場所または輸送機関内の者に対して必要な行為を命じることができる。</p> <p>(2) 本法の規定に対する違反が発生したと信ずべき明白な証拠が存在する場合において、その違反に関連する物品、車両、文書またはその他の証拠を押収または没収する。この場合、登録官または担当官は3日以内にその旨を長官に報告して承認を得るものとし、また内閣の承認を得て長官が定めた規則および手続に従うものとする。</p>
<p>1991年法の第106条の3は、第23条によって補足された。</p>	<p>第106条の2に基づく任務を遂行するにあたり、登録官および担当官は関係人に自らの身分証明書を提示しなければならない。</p> <p>第1段落に基づく身分証明書は、大臣が官報に定める様式のものとする。</p>
<p>1991年法の第106条の4は、第23条によって補足された。</p>	<p>本法に基づく任務を遂行するにあたり、登録官および担当官は刑法に基づく権限ある官吏であるものとする。</p>
<p>1991年法の第112条の2は、第24条によって補足された。</p>	<p>登録官または担当官の第106条の2に基づく職務遂行を妨害する者に対しては、1年以下の禁固もしくは2万バーツ以下の罰金またはその両方が科される。</p>
<p>1991年法の第112</p>	<p>登録官または担当官の第106条の2に基づく職務遂行のために便宜</p>

条項	改正／追加部分
の3は、第24条によって補足された。	をはからない者に対しては、1カ月以下の禁固もしくは2千パーツ以下の罰金またはその両方が科される。
1991年法の第114条は、第25条によって改正された。	本法に基づいて処罰を受ける者が法人である場合において、その犯した違反が、その法人の取締役、管理職または経営責任者としての職務上要求される命令、行為、命令の留保または不作為により発生した場合は、その法人の当該取締役、管理職または経営責任者もまた当該違反について定められた処罰に服さなければならない。

特許

◎ **B.E. 2542 (1999) 年特許法改正** この改正は、1979年の旧法および1992年の改正法と、世界貿易機関（WTO）の知的所有権の貿易関連の側面に関する（TRIPs）協定との整合化を確実にを行うために実施されたものである。

条項	重要事項
第I章 序 1992年法の第3条は、1999年特許法の第3条によって改正された。	特許、小特許、発明、製法、意匠、特許所有者などの特許の定義
発明特許および小特許 1992年法の第6条（3）、（4）および（5）は第4条によって改正された。	I. 担当官を任命し、手数料を規定する省令を発行する権限 II. 省令は、官報に公告されることにより効力が発生するものとする。
第II章 発明特許 第I部 特許出願 発明特許 1992年法の第14条は第5条によって改正された。	特許出願の条件は、その発明が新規であること、進歩性を有すること、および産業上利用できることである。
発明特許 1992年法の第17条第3段落は第6条によって補足された。	特許出願には、ある特定の発明の説明が含まれているものとする。

条項	重要事項
<p>発明特許 1992年法の第19条の2は第7条によって改正された。</p>	<p>進歩性を有する発明の説明</p>
<p>発明特許 1992年法の第21条および第22条は第8条によって改正された。</p>	<p>特許付与の条件は、産業上利用できることを考慮に入れる。</p>
<p>発明特許 1992年法の第28条は第9条によって改正された。</p>	<p>どのような発明が特許法に基づく保護を受けないか。</p>
<p>発明特許 1992年法の第35条は第10条によって改正された。</p>	<p>特許の権利は、発明者および発明者による譲渡・移転により有効となる。</p>
<p>発明特許 1992年法の第36条の第2段落は第11条によって改正された。</p>	<p>雇用契約または一定業務の遂行を目的とする契約の履行においてなされた発明の特許を出願する権利</p>
<p>発明特許 1992年法の第43条第3段落、第4段落および第5条段落は第12条によって改正された。</p>	<p>従業者たる発明者は、通常の賃金の他に報酬を受ける権利を有するものとする。</p>
<p>発明特許 1992年法の第44条は第13条によって改正された。</p>	<p>団体または企業、国家公務員または国有の団体もしくは企業の従業者は、従業者と同一の権利を有するものとする。</p>
<p>発明特許 1992年法の第46条は第14条によって改正された。</p>	<p>特許出願人は、いずれか一つの資格を有しているものとする。</p>
<p>発明特許 1992年法の第46条の2は第15条によって改正された。</p>	<p>発明が2人以上の複数の者によって共同でなされた。</p>
<p>発明特許 1992年法の第47条は第16条によって改正され</p>	<p>2人以上の複数の者が同じ発明を個別になし、そのそれぞれが特許出願を行ったときは、最初に出願した者が特許を受ける権利を有するものとする。</p>

条項	重要事項
た。	
<p data-bbox="300 286 422 320"><i>発明特許</i></p> <p data-bbox="199 353 513 477">1992年法の第47条の2は第17条によって改正された。</p>	出願の構成要素および省令
<p data-bbox="300 490 422 524"><i>発明特許</i></p> <p data-bbox="199 557 513 680">1992年法の第48条は第18条によって改正された。</p>	特許出願は、単一の発明に関するものであるか、または単一の発明概念を構成する関連性のある発明の一群を対象とするものでなければならない。
<p data-bbox="300 694 422 728"><i>発明特許</i></p> <p data-bbox="199 761 513 884">1992年法の第49条第1段落は第19条によって改正された。</p>	当該博覧会の開催初日から12カ月以内の当該発明の特許は、その博覧会の開催初日に出願を行ったとみなされる。優先権の主張は12カ月とする。
<p data-bbox="300 898 422 931"><i>発明特許</i></p> <p data-bbox="199 965 513 1088">1992年法の第50条は第20条によって改正された。</p> <p data-bbox="199 1111 513 1234">1992年法の第50条の2は第20条によって改正された。</p> <p data-bbox="199 1256 513 1379">2535年法の第50条第1段落は第20条によって改正された。</p>	出願人は、省令に定める規則および手続に従い出願を補正することができる。ただし、その補正は発明の範囲を拡大するものであってはならない。
<p data-bbox="300 1391 422 1424"><i>発明特許</i></p> <p data-bbox="199 1458 513 1581">1992年法の第52条は第22条によって改正された。</p>	特許出願がなされたことを知るすべての者は、発明の詳細な説明に記載された情報を開示し、またはいかなる行為も行ってはならない。
<p data-bbox="300 1594 422 1628"><i>発明特許</i></p> <p data-bbox="199 1662 513 1785">1992年法の第53条は第23条によって改正された。</p>	発明の公開を禁止する過程
<p data-bbox="199 1798 284 1832">第II部</p> <p data-bbox="199 1843 338 1877">特許の付与</p> <p data-bbox="300 1888 422 1921"><i>発明特許</i></p> <p data-bbox="199 1955 513 2022">1992年法の第55条第1段落は第24条によって</p>	出願人に特許を付与する権利

条項	重要事項
改正された。	
<p>発明特許</p> <p>1992年法の第55条の2、3、4、5、6および7は第25条によって改正された。</p>	<p>長官は、そのような審査を担当官が行ったものと取り扱うことができる。</p>
<p>意匠特許</p> <p>1992年法の第60条の2は第26条によって改正された。</p>	<p>出願は、省令に定める規則および手続に従って分割されるものとする。長官の決定を最終とする。</p>
<p>意匠特許</p> <p>1992年法の第62条の2は第27条によって改正された。</p>	<p>出願審査の過程</p>
<p>小特許</p> <p>1992年法の第3条の2、ならびに第65条の2、3、4、5、6、7および8は第28条によって改正された。</p>	<p>登録官が出願を審査した後の措置</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許</p> <p>1992年法の第66条は第29条によって改正された。</p>	<p>審査請求の提出に関する規定</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許</p> <p>1992年法の第70条は第30条によって改正された。</p>	<p>特許出願の公告後、規定に合致していない場合、長官は特許の付与を拒絶する。</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許</p> <p>1992年法の第72条は第31条によって改正された。</p>	<p>第三者によるその出願に対する異議を申し立てる権利</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許</p> <p>1992年法の第73条は第32条によって改正された。</p>	<p>異議申立人は、<u>protestation</u>の証拠を提出する。</p>

条項	重要事項
<p>発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第74条は第33条によって改正された。</p>	<p>特許出願に対する特許付与手数料に応じる権利</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第75条および第76条は第34条によって改正された。</p>	<p>異議申立てがなされ、長官が本発明は異議申立人に属するものであると決定したときは、長官はその出願を拒絶する。</p>
<p>第III部 特許により与えられる権利 発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第77条、第77条の2、3および4は第35条によって改正された。</p>	<p>35(1) 発明特許の有効期間は国内での出願日から20年間とする。 35の2(2) 特許の付与前になされた第36条に違反する行為は、特許権者の権利の侵害とはみなされない。ただし、その行為が既に公告がなされた係属中の出願の発明に関する行為である場合を除く。損害賠償に関する訴訟は、特許付与後に裁判所に提起するものとする。</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第77条の5、6、7および8は第36条によって改正された。</p>	<p>出願人は、特許製品を製造し、使用し、販売し、販売のため所持し、販売のために供給し、かつ輸入する独占的権利を有する。 36の2(1) 特許発明の保護範囲は、クレーム中に特に記載がなくとも、当該技術分野における通常の熟練者の観点で、クレームに述べられているものと実質的に同じ特性、機能および効果を有する発明の特徴まで拡大されるものとする。</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第78条は第37条によって改正された。</p>	<p>特許権者は、「タイ特許」の文字、その略語またはこれと同じ意味を有する外国語を、製品、製品の容器もしくは包装、または製品の広告に使用する権利を有するものとする。 第1段落に基づく表記には特許番号を付すものとする。</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第80条、第81条、第82条および第38条は第38条によって改正された。</p>	<p>特許権者は、ライセンスの付与により、第36条および第37条に基づいて自らに付与された権利を行使することを他の人に許可することができるのと同時に、他の人にその特許を譲渡することができる。</p>
<p>発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第83条の2、3および4は第39</p>	<p>第38条に基づくライセンス付与においては、次のとおりとする。 (1) 特許権者は、不当に反競争的な条件、制限またはロイヤルティ規定を実施権者に課してはならない。 (2) 特許権者は、第35条による特許期間満了後に、当該特許発明</p>

条項	重要事項
条によって改正された。	の使用に対するロイヤルティの支払を実施権者に要求してはならない。本条の規定に違反する条件、制限またはロイヤルティ規定は無効とする。
発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第86条は第40条によって補足された。	両当事者間において別段の合意がない場合、特許の共同所有者は、他の共同所有者の同意なく第36条および第37条に基づき付与された権利を個別に行使することができるが、共同所有者全員の同意を得た場合に限り、ライセンスの付与または特許の譲渡を行うことができる。
発明特許、意匠特許および小特許 1992年法の第47条は第41条によって補足された。	第38条に基づくライセンス契約および特許の譲渡は、書面によることを要し、省令に定める要件および手続に従って登録するものとする。 その状況に照らし合わせて、両当事者が、当該契約の有効な規定を無効な規定から分離可能であることを意図していたと推定されない限り、長官は当該契約の登録を拒否する。前記のように推測される場合、長官は、契約の有効な規定を登録するよう命令できるものとする。

著作権

B.E. 1994年著作権法

◎ B.E. 1994年著作権法 ここ最近、改正は行われていない。

営業秘密

B.E. 2002年営業秘密法

◎ B.E. 2002年営業秘密法 これまでに改正は行われていない。

地理的表示

B.E. 2003年地理的表示の保護に関する法律

◎ B.E. 2003年地理的表示の保護に関する法律 これまでに改正は行われていない。

集積回路配置

B.E. 2000年集積回路配置保護法

◎ B.E. 2000年集積回路配置保護法 これまでに改正は行われていない。

植物品種

B.E. 1999年植物品種保護法

◎ 1999年植物品種保護法 これまでに改正は行われていない。

当局が発行するガイドライン／マニュアル／回覧通知 の規定

商標

◎ 省令

- **1992 年省令**：この省令は、1991 年商標法の第 11 条、第 29 条、第 30 条、第 35 条、第 40 条、第 41 条、第 43 条、第 48 条、第 51 条、第 52 条、第 54 条、第 57 条、第 59 条、第 68 条、第 71 条、第 72 条、第 80 条、第 81 条、第 86 条および第 94 条の目的のために制定されたものであり、上記の条項の主題事項が「**省令で定めた規則および手続を遵守する**」よう要求されていることを明示している。たとえば、次のとおりである。

第 11 条「商標登録出願は、省令で定めた規則および手続を遵守するものとする。」

第 29 条「出願公告は、省令で定めた手続に基づいて行うものとする。」

第 43 条「登録証の再発行は、省令が定める手続に従い、省令が定める書式によるものとする。」

- **1997 年省令**：この省令は、1991 年商標法の第 5 条「通商大臣は、本法を所管しその執行を統括するとともに、登録官および担当官を任命し、本法の附則で規定する手数料を超えない範囲内で手数料を定め、かつその他の事項を規定する省令を発行し、さらに本法を執行すべく告示を発する権限を有する」という規定の目的のために制定された。

この省令の主たる目的は、商標、サービス・マーク、証明商標および団体商標の登録などの正式な手数料が登録出願一件につき 500 バーツであること、また商標の譲渡の登録については登録出願一件につき 1,000 バーツであることを明記することにある。

- **2000 年省令第 04 号**：この省令は、公衆の権利および自由の制限とみなされる、1991 年商標法の 2000 年改正法の第 5 条、第 11 条および第 28 条の 2、ならびに 1991 年商標法の第 29 条、第 40 条、第 41 条、第 54 条、第 57 条、第 59 条および第 72 条の目的のために制定された。しかしながら、タイ国憲法の第 29 条、第 31 条、第 35 条、第 48 条および第 50 条は例外事例として認められている。

この省令の主たる目的は、1992 年省令の基本的事項に関するいくつかの詳細条項を改正することにある。その例として、1992 年省令の第 13 (1) 条「必須事項ではない商標補正の場合、出願人は補正手続書を 10 部提出しなければならない」が 5 部に変更された。

- **2000 年省令第 05 号**：この省令は、公衆の権利および自由の制限とみなされる、1991 年商標法の 2000 年改正法の第 5 条および第 8 条 (13) の目的のために制定された。しかしながら、タイ国憲法の第 29 条、第 31 条、第 35 条、第 48 条および第 50 条は例外事例として認められている。

この省令の主たる目的は、登録を禁じられている商標に関する省の告示におけるいくつかの点を変更することにある。

登録を禁じられている商標とは、(1) 世界保健機関 (WHO) が登録した医薬品と同一の、またはそれに類似する商標、(2) 公衆を混同させるおそれがある商標をいう。

◎ **省の告示**：省の告示の目的は、実質的な細部にわたり商標の範囲を広げるため、1991 年商標法に基づいて発行されることにある。

- **分類の告示**：この告示は、1991年商標法の2000年改正法の第5条、第9条、第80条、第81条および第94条に基づいて発行された。タイの分類には45区分があり、1～34までは商品の区分（商標）であり、35～45までは役務の区分（サービス・マーク）である。

- **識別性がある商標の告示**：この告示は、第5条および第7条第3段落「(1)または(2)に該当しない名称および語が、大臣の告示による規則に従って広範に販売または広告した商品に関して商標として使用され、その規則を遵守している証拠がある場合は、その商標は識別性があるとみなす。」1991年商標法の2000年改正法でも、この条項を、使用による識別性があるとみなしており、告示は、次のとおり、法律によって要求される構成要素を記述するものである。

- (1) 標章によって表される商品または役務は、その商品または役務が他の商品または役務と異なっていることを公衆が認識するために十分な長期にわたり、販売され、配布され、かつ継続的に広告されているものとする。
- (2) 商品または役務の販売、配布または広告により、周知となった商品または役務。使用による識別性がある標章は、言及された商品または役務のみについて使用が可能であるとみなされる。
- (3) 使用による識別性があるとみなされる標章は、出願された標章と同一でなければならない。

- **地理的表示の保護に関する告示**：この告示は、国、首都、大陸等の名称など、地理的名称としてみなされる可能性がある表示を明示する、1991年商標法の2000年改正法の第5条および第7条(2)に基づいて発行された。

- **登録が禁止される標章に関する告示**：上記のとおり、この告示は、2000年省令第05号によって改正された。

- **周知標章に関する告示**：この告示は、次に記載する周知標章の構成要素を明示する、1991年商標法の2000年改正法の第4条および第8条(10)に基づいて発行された。

- (1) 標章によって表されている商品または役務は、誠意に基づいて、販売され、使用され、広告され、または、たとえばフットボール・チームのマークのような方法で使用されなければならない、また広く受け入れられていなければならない。周知されることになる国内外で、所有者または使用権者がこの行為を実施することができる。
- (2) 標章は消費者が周知しているものでなければならない。

◎ **知的財産局 (DIP) 告示および規則**：DIP 告示および規則は、タイにおける商標の登録方法に関する手続および実務についての詳細を明示している。たとえば次のとおりである。

告示：1. [Transliteration of Chinese Language](#). (2005年3月3日発効)

2. [Trademark application form](#). (2001年10月26日発効)

3. [Searching trademark database online](#) (2005年3月3日発効)

4. [Claiming Priority](#). (2000年6月30日発効)

5. [Trademark renewal](#). (2003年5月29日発効)

6. [Trademark assignment](#). (2000年6月30日発効)

7. [Filing trademark application online](#). (2005年3月3日発効)

規則：1. [How to claim color in trademark application](#). (2002年5月13日発効)

2. [How to registered trade-dress](#). (2002年5月13日発効)

◎ **商標委員会告示および規則**：商標委員会は、商標に関する不服申立てを審議し、商標登録出願を取り下げるよう要請する権限を保持している。この点に関して、委員会は、不服申立ての手續や、提出が要求される文書など、委員会の権限をサポートするために、委員会独自の告示および規則を発行した。

◎ **マニュアル**：2011年審査および異議に関する商標マニュアルは、DIP 命令 156/2011 に基づいている。マニュアルは、商標法が記述できない重要な詳細事項を定めることを目的としている。たとえば次のとおりである。

1. 商標の定義方法：第4条は、タイにおいて4種類の標章があることを明記している。

「「商標」とは、その商標の所有者の商品が他の人の商標を有する商品と異なることを示す目的で商品に関連して使用する、または使用を意図する標章を意味する。」

「「サービス・マーク」とは、そのサービス・マークの所有者のサービスが他の人のサービス・マークを有するサービスと異なることを示す目的でサービスに関連して使用する、または使用を意図する標章を意味する。」

「「証明標章」とは、商品の出所、成分、製造方法、品質もしくは他の特徴を証明する目的で、またはサービスの性質、品質、種類もしくは他の特徴を証明する目的で、他の人の商品またはサービスについて、またはそれに関連して、その所有者が使用する、または使用を意図する標章を意味する。」

「「団体標章」とは、同じグループの会社もしくは企業、または協会、社団、共同組合、連盟または同盟、個人の集まり、または他の国家または民間団体が使用する、または使用を意図する商標またはサービス・マークを意味する。」

2. 登録できる商標：第5条は、登録できる商標の構成要素を明記している。

(1) 識別性があること

第7条「識別性がある商標とは、公衆または商品の消費者にその商標を有する商品を他人の商品と異なると認識させることができる商標である。

少なくとも次の必須の特徴の一つを有する、またはその一つから構成される商標は識別性があるとみなされる。

- (1) 通常の表記に依らない個人の姓名、特別な態様で表示された法人名または商号
- (2) 商品の性質または品質について直接言及せず、かつ地理的名称でない、大臣の告示により定められる語
- (3) 特定の様態で表示された色彩の組合せ、創作された文字、数字または造語
- (4) 登録出願人の署名、出願人の業務における前任者の署名、または他人で同意を得た者の署名
- (5) 出願人の肖像、または他人で同意を得た者の肖像、または故人である場合は、その者の直系尊属、直系卑属および配偶者より同意を得たもの
- (6) 創作された図形

(1) または (2) の特徴に該当しない名称および語が、大臣の告示による規則に従って広範に販売または広告した商品に関して商標として使用され、その規則を遵守している証拠がある場合は、その商標は識別性があるとみなされる。」

- (2) 本法に基づき禁止されていない商標（第8条を参照のこと。）
- (3) 他の人が登録した商標と同一または類似していない商標（第13条を参照のこと。）

3. 登録できない商標：第8条に記載されている。

- (1) 国の紋章また盾形紋章、王室の印章、公印、チャクリ王朝の紋章、王室の勲章からなる紋章および記章、官庁印、省、事務局、局または州の印章
- (2) タイの国旗、王旗または公式な旗
- (3) 王室の名称、王室のモノグラム（組合せ図案文字）、または王室の名称もしくは王室のモノグラムの省略形
- (4) 王、王妃および王位継承者の肖像
- (5) 王、王妃もしくは王位継承者または王族を表す名称、語、言葉または紋章
- (6) 他の国の紋章および国旗、国際組織の紋章および旗、他の国の首長の紋章、他の国または国際組織の公式の紋章および品質管理証、他の国または国際組織の名称およびモノグラム。ただし、かかる他の国または国際組織の担当官の許可がある場合はこの限りでない。
- (7) 赤十字の公式記章および紋章、または「Red Cross」もしくは「Geneva Cross」の名称
- (8) タイ政府、タイの政府機関、公共企業体もしくはタイのその他の政府組織、または外国政府もしくは国際機関が主催した博覧会またはコンテストで授与されたメダル、免状もしくは証明書またはその他の標章と同一または類似の標章。ただし、このメダル、免状、証明書または標章が、商標を付した商品に関して出願人に実際に授与され、かかる商標の一部として使用される場合を除く。
- (9) 公序良俗に反する標章
- (10) 登録商標であるか否かを問わず、大臣の告示で定める周知標章と同一の標章、または商品の所有者もしくは出所に関して公衆を混同させるおそれのある標章に類似する標章
- (11) 上記（1）、（2）、（3）、（5）、（6）または（7）に類似する商標
- (12) 地理的表示に関する法律に基づいて保護されている地理的表示
- (13) 大臣の告示で定めるその他の商標

4. 同一／類似する商標の審査方法：第13条に記載されている。

「第27条に従うことを条件として、登録官は、登録出願のなされた商標が次に該当すると判断する場合、その商標の登録を認めない。

- (1) 他の人によって既に登録された他の商標と同一である場合、または
- (2) 既に登録された他の人の商標と商品の所有者もしくは出所に関して混同もしくは欺瞞を生じさせるほど類似しており、その登録出願が同じ分類の商品もしくは同じ性質であると登録官が認定した、異なる分類の商品に関するものである場合」

”

特許

タイにおける 2012 年特許審査に関するガイドライン

2012 年特許審査に関するガイドラインは B.E. 2542 年特許（改正）法および 1999（B.E. 2542）年省令に基づいている。ガイドラインに関して、特許マニュアルの内容は、以下の 4 部から構成されている。

1. 発明特許登録出願の方法
2. 発明特許出願に対して異議申立てを行う方法
3. 小特許登録出願の方法
4. 外国における PCT 出願の審査

1. 発明特許登録出願の方法

マニュアルのこの部では、以下を含む新規登録出願の 3 段階が定められている。

1.1. 審査の一般事項 - 第一段階において、審査官は、正確であるか否かを確認するために発明特許出願および書類を審査する。

1.2. 事実認定および書類審査 - 第二段階は公告の日付から 90 日の期間で、この期間中にいかなる人からも出願に対する異議申立てがないものとする。さらに出願人は、公告の日から 5 年以内に審査請求を提出する。

1.3. 発明特許の審査 - 最終段階において、審査官は、タイ国内および外国のすべての出願書類を審査する。この新たな審査の過程を通過して、出願は発明特許として登録され、特許が付与され、発明特許証書が取得される。

2. 発明特許出願に対して異議申立てを行う方法

この段階で、出願人ではなく自己が特許付与を受ける資格を有するとする人は、発明特許出願が公告されてから 90 日以内に異議申立書類を提出することによって、当該特許出願に異議を申し立てる。異議申立てがなされた後に、公告された発明特許の出願人は、異議申立通知の受領後 90 日以内に答弁書を提出することによってこれに応じる。その後、審査官が、最終段階で決定を下す。

3. 小特許登録出願の方法

第 1 段階において、審査官は、小特許付与にあたって小特許出願が条件を満たしているか否かを審査する。出願が第 1 段階をクリアした場合、登録および公告を要請する。条件が満たされていない場合、出願人は自己の出願に対する陳述等の要請に応じるものとし、審査官の決定は絶対的かつ最終的であるものとする。

第 2 段階において、出願に対して利害の対立がある第三者は公告日から 1 年または出願公開日から 90 日の期間に、審査請求を提出する（第 70 条）。

最終段階において、審査官は、すべての出願を審査および検索し、新規に付与を決定する。

4. 外国における PCT 出願の審査

他国で新規に登録出願を行う場合であって、タイにおいて出願を要請する場合、出願人はタイ国内段階として出願を提出することができる。出願人は、SorPor/OrSorPor/001-Kor (PCT)、POA、DOA（出願人と発明者が同一人物ではない場合）、RO101、RO101 の翻訳などの、新規登録出願としてすべての文書を作成する。

著作権

著作権の公正使用に関するマニュアル

公正使用マニュアルの目的

マニュアルは、自己の著作物から利益を求めるための著作権者の独占的権利を定めている、B.E. 2534 (1997) 年著作権法の保護に基づくものである。一方で、同法は、知識の普及のために、著作権を有する著作物から社会が利益を享受することも規定している。

したがって、著作権を侵害することなく、他の人々が著作権を有する著作物から利益を享受することができるようにするために、著作権法においては、「著作権侵害の適用除外例」が必要となる。したがって、本マニュアルは、著作権の公正使用に関する基本的なガイドラインとして公衆が使用できることを意図して作成されたのである。

著作権者の権利

B.E. 2537 (1994) 年著作権法の第6条および第15条にしたがって、定められた著作権者は、複製または翻案、公衆への伝達、および言及されている権利の他者への許諾について独占的権利を有する。さらに、これらの著作物がコンピューター・プログラム、視聴覚著作物、映画の著作物および録音物である場合、著作権者は原作品またはその複製物を貸与することができる唯一の者とする。

したがって、他者が、言及されている権利の使用許諾を希望する場合、常に著作権者から許可を受けなければならない³。

³ http://www.ipthailand.go.th/index.php?option=com_content&view=article&id=509:2014-04-24-07-58-17&catid=99&Itemid=408

各法改正の変更点の概要

商標

条項	改正部分および追加部分
1991年法第4条は、 2000年改正法 の第3条によって改正され、かつ第4条によって補足された。	- 商標の定義 - 担当官の追加
1991年法第7条第2段落は、 2000年改正法 の第6条によって改正された。	- 法律による識別性がある商標の構成要素
1991年法第 11 条第2段落は、 2000年改正法 の第8条によって改正された。	- 国際商標登録出願の追加（WTO加盟国）
1991年法第 28 条は、 2000年改正法 の第9条によって改正された。	- 優先権の主張の条件の追加
1991年法第 42 条は、 2000年改正法 の第15条によって改正された。	- 優先権の主張の場合の第28条および第28条の2を支持する条項

特許

各法改正の変更点の概要

1. 1979年特許（改正）法
 - a. 知的財産局の設立
2. 2009年特許保護のための出願に関する特許（改正）省令
 - b. 特許協力条約による保護

画期的な判例

商標

番号	原告および被告	判決
Court Judgment no. 298-299/2510	Americansainanyamik Company. (原告) 対 Ayn Ayn Partnership. (被告)	商標の模倣は、公衆に、他者自身の登録商標であると信じこませることを意図して模倣された時点で成立するものであり、模造品の実際の購入および広範にわたる生産については罰則の必要はない。
Court Judgment no. 547/2538	Mita Industrial Co. Ltd. (原告) 対 VSL Intertrade Co. Ltd. (被告)	商標権者の権利は、その商標が登録された目的の商品に、当該商標を使用するための独占的な権利である。この権利は、他者の特許の独占的権利を構成する製品を生産または販売するための独占的権利までは及ばない。
Court Judgment no. 608/2545	P.T. Sari Incofu Corporation (原告) 対 タイ知的財産局 (被告)	「JAVACAFE」の商標は二つの単語から構成されており、その一つは、インドネシアの一都市を意味するJAVAで、CAFÉはコーヒーの販売場所である。したがって、この商標には識別性がなく、登録することはできない。

特許

番号	原告および被告	判決
<p>2002年10月1日に 出された中央知的 財産・国際貿易裁 判所の判決第 93/2545号 http://dsgthai.blogspot.com/2006/11/two-people-with-hiv-aids-and-thai-ngo.html</p>	<p>Bristol-Myers Squibb for didanosine 対 タイ AIDS 活動家</p>	<p>裁判所は、「各国は、その国民が医薬品を利用できる機会を保証する権利を有し、知的財産権は国民の生命にマイナスの影響を与える可能性がある。DdIはそのケース・スタディとなるものである。」タイ HIV/AIDS 陽性者ネットワーク（Thai Network of People Living with HIV/AIDS）の Uppakaew 氏は、「民間会社は医薬品を製造するために資金を投資しており、その資金の見返りを求める必要があることは理解できる。しかしながら、価格は公正であるべきである。人々の命から多額の利益を引き出すべきではない」と述べた。</p>
<p>最高裁 http://www.taglaw.com/files/Specialty%20Group%20News/IPIT/Thailand-IP%20Developments%20-%20Nov%202007.pdf</p>	<p>Sinchok Siam Co., Ltd. 対 Top Union</p>	<p>特許刑事事件において裁判所は、Sinchok Siam の特許の無効性を結論付けた事実を尊重しなければならない。係争中のラテックス製長靴の意匠は最終的に公有財産に帰属するものである。Top Union は、タイの農業において使用するための高品質のゴム製長靴の最も成功している製造業者であり続けており、Sinchok Siam は、タイにおいて類似する製品意匠について独占的権利を主張することはできない。</p>

著作権

番号	原告および被告	判決
最高裁判決第 3332/2555 号	<p style="text-align: center;">Ms. Metinee Kingpayome</p> <p style="text-align: center;">対</p> <p style="text-align: center;">Dapper General Apparel Co., Ltd.</p>	<p>B.E. 2537 (1994) 年著作権法の問題とは、実演家の実演に関連する行為は、対話や脚本の形式を有する、特に音楽的著作物、演劇的著作物および文芸的著作物などの著作物の著作権を実演する行為でなければならず、または脚本家は第 4 条に記載されている、他のあらゆる方法によって実演するものであるということである。</p> <p>B.E. 2537 (1994) 年著作権法に関連して保護されるべき実演家の権利は、第 4 条の定義に従った要素から構成されていなければならない。さらに、保護されるべき実演または当該実演に関する行為は、著作権のある著作物に限定されるものでなければならない。</p> <p>原告は、モデル衣装が、演劇的著作物における物語を構成する行為から成り立っているか否かについて、争点の内容を裁判所に対して提訴したわけではない。したがって、裁判所は、モデル衣装の実演がそれ自体で、演劇的著作物の一種としての著作権のある著作物であるか、またはその実演が、演劇的著作物の一種としての著作権のある著作物を実演していると考えすることはできない。いずれの原告も、モデル衣装の実演または業務に携わっているものの、実演家の権利であると考えするには十分ではない。</p>
最高裁判決第 10377/2555 号	Chiang Mai Chief Public Prosecutor	B.E. 2537 (1994) 年著作権法の第 27

	<p style="text-align: center;">対</p> <p style="text-align: center;">Mr. Suwatchai or Sant Penkusol</p>	<p>条および第 28 条に言及されている演劇的著作物または視聴覚著作物または音楽的著作物の公衆への伝達による著作権の侵害は、著作権のある著作物に対する第一次的な侵害でなければならない。著作物の侵害された著作権に対する行為を含むものではない。</p> <p>著作権法は、第 31 条における、既に侵害を受けていた著作物を公衆に伝達した著作権の侵害を切り離している。すなわち、著作権のある著作物に対する行為と他の侵害に対する行為との間の著作権の侵害は異なるものなのである。</p> <p>原告の訴状に関して、被告は、被告の粥について、他者が違法に作成した CD 複製物からの曲を流した。被告は既に、CD が被害者の著作権を侵害して作成されたものであることを知っていた。このような行為は、第 27 条および第 28 条に言及されている被害者の著作権のある著作物に対する行為ではない。しかしながら、被告は、他者が既に侵害していた著作物に対して行為を行ったというのが事実である。</p> <p>したがって、提訴事項に対する被告の行為は、第 27 条（2）および第 28 条（2）に定められている、演劇的著作物および音楽的著作物の公衆への伝達による著作権の第一次的な侵害ではない。また第 69 条第 1 段落および第 2 段落の罰則にも該当しない。被告の自認があったとしても、被告に罰則を科すことはできない。</p>
--	--	---

タイにおける IP 法の施行

タイの法律には、知的財産権のための適切な保護が定められているものの、タイにおける偽造は根強く存在しており、多くの IP 権者にとっては依然として重大な問題なのである。

一般的に、タイにおいて生産されたか、または海外から輸入された（中国および近隣諸国からの輸入が増加傾向）、衣料品、CD、DVD、コンピューター・ソフトウェア、時計、携帯電話、電化製品、電子機器、スペア部品、化粧品、医薬品および食料品、ならびにその他多くの消費者製品など、偽造品には広範にわたる製品が含まれる。

IP 権者はしばしば、1997 年の専門裁判所である中央知的財産・国際貿易裁判所（CIPITC）の設立や、執行機関と IP 権者との間の種々の了解事項覚書の導入など、最近の積極的な展開を揺るがしつつある、タイの手ぬるい法体制および判決の言渡し慣行を指摘している。

本項は、IP 侵害の場合に適用可能な救済手段（刑事訴追、民事執行、国境措置、オンライン上の模造品対策）および防止策、ならびに IP 権者への戦略的勧告の概要を提示することを目的としている。

1. 刑事訴追

刑事訴追は、特に商標および著作権所有者など、IP 権者がタイにおいて自己の IP 権を執行するために最も使用されている種類の措置である。たとえば、毎年、4 千件の商標の侵害事件が中央知的財産・国際貿易裁判所によって処理されている。

侵害事件における望ましい一連の措置は、警察の手入れおよびその後の中央知的財産・国際貿易裁判所への刑事訴追を伴う刑事訴訟である。このような訴訟は、IP 権者（またはその代理人）が関係する警察に提訴した後に開始することができる。

タイには以下のとおり、複数の執行機関がある。

- 特別捜査局（2002年10月に設立）
- 経済警察（商標所有者が広く使用している専門警察）
- 首都圏警察
- 地方警察
- 食品医薬品局

基礎知識	
刑事訴追の利点	刑事訴追の欠点
<ul style="list-style-type: none"> • ほとんどの事件において、民事訴訟よりも迅速で安価な選択肢である。 • 民事訴訟準備のための侵害の証拠確保に役立つ。 	<ul style="list-style-type: none"> • 提訴にあたって、また捜査／逮捕令状の取得のために、侵害の証拠を作成および提出しなければならない。 • 執行官の汚職の事例が報告されている。 • ある種の執行当局の訓練が不十分である。 • 手ぬるさ（法律が定める最高固定金額を上限とする少額の罰金）および阻止する手段の欠如がしばしば指摘されている。 • 「影響力がある標的」を捕まえること、またはバンコクにおける市場およびショッピング・モールなどの、偽造品販売で悪名高い、ある特定のエリアを捜査することさえ困難である。 • 地主・経営者の責任が欠如している。

2. 商標侵害

タイでは商標の侵害が頻繁に発生しており、ある特定の産業に特有なものではない。いくつかの例を挙げれば、医薬品、化学製品、化粧品、食料品、電子製品および高級品、機械、スペア部品、玩具、家具などや、サービス（接客、交通輸送、旅行、財務サービス、保険など）に至るまでのブランドが頻繁にコピー・複製されている。商標の侵害は合法的な商標所有者に経済的な損失を与え、それらのブランドの名声に影響を及ぼし、また偽造製品は通常、安全基準を守らずに生産されているため、消費者に健康上の危険をもたらす。

商標所有者には、自己ブランドを登録し、そのブランドの積極的な保護を維持することが必要不可欠である。何らかの新しいブランドの立ち上げ前に、また望ましくはタイ市場への参入前に、商標保護戦略を実施することが強く勧められる。商標登録手続・過程に通常約1年を要するタイの場合は特にこれが当てはまっている。ブランド登録、侵害の可能性に対する先制行動、最終的には執行措置および／または売上の喪失に伴って発生する出費に対する事前処理をもって、偽造の問題を解決するには十分ではないが、大参事防止の大きな助けにはなる。

また、法律の本文と施行状況の現実とを区別することも重要である。商標侵害の場合、商標所有者がタイにおいて未登録商標と登録商標の両方について権利行使できると法律に定められていることは何の意味もない。しかしながら、これを、ブランド登録が必要ではないとの意味に解釈すべきではない。登録商標は、未登録商標に比べて著しく広範にわたる保護を受けるのである。登録商標は、商標法に含まれている規定の保護から恩恵を受ける一方で、未登

録商標はタイ刑法、民法および商法の規定を通じて保護されるのである。タイで登録された商標の侵害者に科される可能性がある罰則は、4年以下の禁固および／または40万バーツ以下の罰金である一方で、未登録商標の侵害者に科される可能性がある罰則は、3年以下の禁固および／または6千バーツ以下の罰金なのである。

さらに、登録は、侵害者による偽造商標の使用を防止する予防策となる可能性も与える。何らかの執行措置を取る前に、必ず標章（複数を含む）を登録しておくことが望ましいことを読者に強く伝えておきたい。

2.1. 特許侵害

タイで特許侵害に直面している産業を挙げるとすれば、前項に重複してしまうであろう。しかしながら、特許保護と商標の保護の間には重大な相違が存在している。商標所有者はいつでも商標保護を申請することができるが、特許所有者は、新規発明に限り特許出願をすることができ、未登録特許保護などは存在しない。

換言すれば、企業がタイにおいて特許登録出願をしていない、または発明が既に開示されている場合、特許侵害に対する権利行使は不可能である。特許法に精通している企業にとって、これは自明の事のように思われるが、特許登録を出願していないこと、または自己の特許保護をタイにも拡大するには遅すぎることを認識する前に、既に自己の発明を（製品販売、国際博覧会での展示などを通じて）開示してしまっている、外国企業を含むクライアントが、IP法律事務所を訪れるということは、よくあることなのである。欧米において特許保護を有している多国籍企業でさえも、それらの権利をタイにおいて保護しそこなったことを認識するのが遅すぎることもある。

特許侵害の場合、登録特許所有者は、発明特許侵害に対する罰則（2年以下の禁固および／または40万バーツ以下の罰金）および小特許／意匠特許に対する罰則（1年以下の禁固および／または20万バーツ以下の罰金）が定められている、タイ特許法の規定に依拠することができる。しかしながら、タイにおいては、特許侵害の中でも、特に発明特許侵害が刑事事件になることは稀である。これにはいくつかの要因がある。第一に、既に指摘していることであるが、タイにおいて特許を取得するまでの期間が10年以上になる場合もあり、これは特許権者の権利に重大な影響を及ぼしている。技術が急速に進展し、消費者製品の寿命が短くなっているため、10年経過した発明は既に時代遅れになっているか、またはより効率的で革新的な製品または製法に取って代わられている可能性がある。したがって、特許権者の目的が、ライセンスを回収すること、または特許侵害に対する対価を受領することである場合、特許の権利行使には民事訴訟のほうがより適切である。裁判外の和解や調停もまた、非常に多く見られるが、これは通常、両当事者が紛争解決の開示を避けたいと考えているためである。

2.2. 著作権侵害

中核的な著作権産業とは、大部分は、著作権で保護されている著作物および活動の制作、製造、生産、放送ならびに配布および販売に従事している産業のことをいう⁴。これらの産業には、出版・新聞および文学、音楽、映画およびビデオ、ラジオおよびテレビ、写真、ソフトウェアおよびデータベース、ビジュアルおよびグラフィック・アート、広告サービスおよび著作権管理団体などが含まれる。しかしながら事実上、どのような種類の産業であっても、製品表示上の文学的な内容、広告、ウェブサイトのコンテンツ、データベース、専有ソフトウェア、写真、映画、書籍など、何らかの著作権保護を主張することがありえるのである。

タイにおける著作権侵害は長年にわたる問題である。これは、タイが米国通商代表部の優先監視国リストにリストアップされている主たる理由の一つである⁵。タイにおける CD/DVD およびソフトウェアの侵害は、著作権産業にとって何百万ドルもの損失を負わせており、好ましい兆しが少しは見られるものの、著作権産業は再三にわたり、法律の改正や、より強固な執行機関の取組みを要求している。オンライン侵害、インターネット・サービス・プロバイダーの責任、ケーブルおよび衛星信号の侵害などに対処するための改正など、著作権法の改正はいまだ採択されていない。現在、著作権侵害の場合、営利目的のために罪を犯した場合、犯罪者には、6 カ月から 4 年の間の禁固および/または 10 万バーツから 80 万バーツの間の罰金が科される。

以下の表は、タイ著作権法に基づく種々の罰則を掲載したものである。この表からわかるように、侵害者に営利目的がない場合、著作権のある著作物の複製、翻案または伝達の場合に刑事責任は問われない。

侵害の方法	目的	金銭的責任	刑事責任
著作権のある著作物の複製、翻案または伝達	非営利	2 万～20 万バーツ	なし
著作権のある著作物の複製、翻案または伝達	営利	10 万～80 万バーツ	6 カ月～4 年
輸入、配布、販売または公衆への伝達 ⁶	非営利	1 千～1 万バーツ	なし

⁴ Watcharas Leelawath, Danupon Ariyasajjakorn, Poonsri Sakhornrad、*タイにおける著作権に基づく産業の経済的貢献 (The Economic Contribution of Copyright-Based Industries in Thailand)*、http://www.wipo.int/copyright/en/performance/pdf/econ_contribution_cr_th.pdf

⁵ Ronald Kirk 大使、2012 年スペシャル 301 条報告書、米国通商代表部

⁶ 輸入、配布または伝達される著作物が著作権で保護されている著作物であることを、侵害者が知っていた、または知っていたはずである場合に、責任が適用される。

輸入、配布、販売または公衆への伝達 ⁷	営利	5万～40万バーツ	3カ月～2年
--------------------------------	----	-----------	--------

法律において予見される罰金は極めて重いように思われるが、CIPITC が科す最終的な罰金は、意図的に営利目的のために侵害を犯した場合であっても、通常は金額範囲内の一番低い金額であり、侵害行為を思いとどまらせるに足るものとは考えられない。これに加えて、組織的犯罪の真犯人が割り出され、逮捕に至ることはめったにない。毎年 CIPITC が処理する 3 千件の著作権侵害事件で重大な罰則が提示されるものはほとんどない。

プラス面としては、タイでは（特にタイの税関の効率性が向上したことにより）、偽造著作権製品（DVD など）の大掛かりな押収がより一層当たり前に発生するようになってきている。種々の了解覚書も執行当局との間に取り交わされており、その協力体制とタイにおける執行措置の全般的な効率化を強化している。

3. 民事執行

刑事上の救済手段に加えて、IP 権者は、「故意または過失により、他者の生命、身体、健康、自由、財産または何らかの権利に不法に損害を与えたものは、不法行為を犯したものとみなされ、その損害を賠償しなければならない。」と定めた民法および商法の規定に依拠することができる。

タイにおいては、IP 侵害に関連する民事訴訟はあまり発生していない。CIPITC は毎年平均して 7 千の事件を処理しているが、これらのうちで民事事件に該当するものは 3 百にも達していない。

この数字は、民事事件は通常、原告にとって費用的にも時間的にもより一層負担がかかる可能性があり、証拠提示の義務が重くのしかかり、結局は、被告（すなわち IP 侵害者）の資産の査定または差押えが難しくなってしまうという事実によって説明することができるであろう。権利者は、民事執行の必要性を熟考し、侵害の範囲を確定するために強力な証拠を提示する準備をし、CIPITC に損害額を査定してもらわなければならない。

プラス面としては、次のように、民事訴訟は多くの点で有益になる可能性がある。第一に、犯罪者に対して終局的差止命令を取得し、損害賠償を請求するためである。たとえば、著作権侵害の場合、CIPITC は、損害の重大性に鑑みて、また IP 権の権利行使にあたって発生した逸失利益および経費を考慮に入れて、権利者のために適切な賠償額を命令することができる。

次に、予備的差止命令を取得するためである。タイにおける IP 制度では、申立てがあった侵害に関連する証拠を保全するために、予防的差止制度が規定されている。これらの予備的差止命令は、被告にさらなる圧力をかけるためには非常に有用になる可能性がある。

⁷輸入、配布または伝達される著作物が著作権で保護されている著作物であることを、侵害者が知っていた、または知っていたはずである場合に、責任が適用される。

基礎知識

民事執行の利点	民事執行の欠点
<ul style="list-style-type: none">• 終局的差止命令、および侵害によって発生した損害に対する金銭的賠償を取得することが可能である。• 予備的差止命令を求めることが可能である。	<ul style="list-style-type: none">• 通常、刑事執行よりも時間的にも費用的にも、より一層負担が大きい。• 侵害および商業的な不利益の強力な証拠を提供することが必要である。• 被告が資産を有していない、または自身の活動に破産の宣告をした場合は、裁判所の決定を執行することが困難である。

4. 国境措置

侵害者に対する刑事および民事訴訟を求めることに加えて、IP権者は、IP侵害製品の輸出入を防止するために、タイ関税法の規定に依拠することができる。¥

国境措置は、偽造商標および海賊版著作権製品に対してのみ使用することができる。関税法が特許侵害製品に対して保護を提供するか否かについては、いまだ明瞭ではないものの、この問題を解明するために、近々関税法が改正される見通しである。実際、IP侵害製品の税関での差押えのほとんどは、商標侵害製品なのである。

基礎知識	
国境措置の利点	国境措置の注意点
<ul style="list-style-type: none">迅速、簡潔、かつ費用効果的である。現地または輸出市場に到達する前に、偽造品の大量出荷物を差し押さえることが可能である。商標侵害製品を差し押さえるために効率的である。	<ul style="list-style-type: none">疑わしい出荷の場合、税関職員が当事者／当事者の代理人に、確実に連絡できるよう、知的財産局に通知を提出する。差し止めた商品を24時間以内に確実に検査するようにする。税関職員が偽造製品を特定できるよう、また当事者の新製品および／またはIP権に関して常に最新情報を得ることができるよう、税関職員のために訓練を行う。

商標所有者には、疑わしい偽造品の出荷を差し止めるに当たって、タイの税関の援助を要請するための選択肢が別にある。

選択肢1：商標所有者は、最初に、偽造商標を付した製品の輸入／輸出を阻止する要請を、知的財産局の商標登録官に通知することができる。次に、知的財産局は税関に対して正式に当該要請およびすべての関係書類を送付する。税関は商標所有者またはその代理人に、疑わしい出荷について通知し、それらが偽造品であるか否かを確認するために、製品の検査を依頼することが可能である。税関職員が、差し止めた物品が偽造品であるとの確認を得るための猶予は、差し止めの日付から24時間しかない。物品が24時間の期限満了までに検査されなかった場合、疑わしい偽造品は放免される。

差押品が偽造であることが確認された場合、税関職員は禁制品の輸入に基づき、輸入者に対して申立てを行い、輸入者に対して罰金を科す権限を有する。一般的に罰金は、税関が決定するとおりに、物品が市場に投入されたと想定した場合の、物品の市場価額の2.5倍となる。輸入者が税関委員会の命令に従わない場合、事件はCIPITCに付託される。裁判所は、差押品の価額の4倍を上限とする罰金を輸入者に科す権限を有する。一般的に差押品は破棄される。

選択肢2：商標所有者は、知的財産局の商標登録官に通知後、特定された疑わしい出荷を差し止めるよう、税関に申し立てることもできる。この場合、商標所有者は、タイに到着した、またはタイから出荷されたことがわかっている、疑わしい出荷に関する詳細情報を提供しなければならない。商標所有者は税関職員に、偽造品を積んでいると疑われる船舶の名称または識別情報、タイへの到着日時、物品の保管場所、輸入者の名称など、出荷に関する特定かつ詳細な情報を提供することが要求される。

一般的に、権利者は、税関職員が実施した作業に満足を得るが、偽造品のタイへの輸入／タイからの輸出について懸念がある企業には、税関と緊密に協力することを強く推奨する。

税関職員のための訓練コースを企画し、偽造製品を検出する方法に関して通知／情報を回覧することによって、非常にプラスの結果を得ている企業もある。

5. オンライン上の模造品対策

オンライン・ショッピングは、タイにおいて特に若者の間で急激に増加しており、都市部の顧客は、衣類、エレクトロニクス製品、映画や化粧品など、広範にわたる製品を購入しようとしているため、偽造製品のオンライン販売も増加している。

オンライン上の侵害行為は、急速にIP侵害者の興味をそそるものになってきており、これを捕らえにくくなっている。さらに、知的財産法は偽造製品の販売に対して制裁措置を定めているが、オンライン上の偽造製品の販売に対して具体的に制裁措置を科してはいない。オンライン上の侵害行為に関連して、現行の知的財産法には、具体的な手続または罰則が詳細には定められていないのである。

これまでIP権者は、ドメイン名保有者に対して停止状を送付し、または捜査後、オンライン上で侵害製品を提供していると特定された個人／企業に関連する保管施設や倉庫を強制捜査するなど、従来の手段によりオンライン上の侵害行為に対して措置を講じるにとどまっていた。これらの措置による結果は全く予測不能であり、捜査によって大量の偽造製品を見つけ出すことができなかった場合、IP権者にとって多大な費用負担を課す結果となってしまう可能性がある。つまり、タイにおいてオンライン上の侵害行為を監視することは、思ったよりも難しいのである。オンライン上の偽造ウェブサイトのほとんどはタイ語であるが、オンライン上の侵害行為検出ソフトウェアは通常、英字（ローマ字）を使用している。商標所有者は、商標侵害に関するインターネットの監視について、現地のタイ弁護士および捜査官に頼らなければならないのである。現地企業数社は、現地監視プログラムの機会を見出し、これを提案した。

知的財産権者は、コンピューター・データを取得し、コンピューター・システム、コンピューター・データ、コンピューター・トラフィック・データまたはコンピューター・データ保存機器を検査する、またはこれらにアクセスすることを担当官に許可している、2007年コンピューター犯罪法の規定に依拠してみることもできる。同法は、疑わしいコンピューター・システムの差押えも認めている。しかしながら、コンピューター犯罪法には、オンライン上の商標侵害に対処する具体的な規定は存在しておらず、他者に損害を与える可能性があるような方法で、偽造コンピューター・データをシステムにインプットする犯罪が、オンライン上の商標侵害にも及ぶか否かについて、矛盾する見解が存在している⁸。偽造品を提供しているウェブサイトを開鎖する要請の申立てから構成される、情報技術・通信省が関与す

⁸ 同法の第14条

る新たなアプローチについて議論が交わされており⁹、このようなアプローチに、オンライン上の侵害行為の弾圧の効果があるか否かは、現時点では不明である。IP権者には、既存の法律の改正が実施できるよう、関係当局に協力し、オンライン上の侵害行為の問題を提起することを強く勧める。

⁹ オンライン上の侵害行為に対抗するためのコンピューター犯罪法の活用 (*Using the Computer Crimes Act to Combat Online Piracy*) Nuttaphol Arammuang および Wiramrudee Mokkhavesa 著 2012年8月22日 Tilleke&Gibbins International.

経済産業省委託

タイ下位法令調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

GLOBAL IP Southeast Asia Pte Ltd

2015 年 7 月発行 禁無断転載

本冊子は、2014 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が実施した調査報告等に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。